

山村地域における医療課題に関する検討支援業務委託プロポーザル実施要領

1 契約の目的

本市の山村地域における医療提供体制の現状と課題を整理するとともに、先進技術の活用事例や他自治体の取組動向を関係機関と共有、将来方針を議論する検討会を開催することで、本市の山村地域の医療に関する課題の把握と今後の方向性の検討を進めることを目的とする。

2 契約の概要

(1) 業務名

山村地域における医療課題に関する検討支援業務委託

(2) 委託期間

委託期間の開始日から令和9年3月26日（金）まで

(3) 業務の内容

山村地域における医療課題に関する検討支援業務委託仕様書のとおり

3 提案限度額

3,795,000円（消費税込み）

4 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者

- (1) 公告日において、令和8・9年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。
- (2) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係及び人的関係がない者であること（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）。
- (7) 公告日において、次に掲げる条件を満たす者であること。

令和3年4月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社及び独立行政法人に限る。）発注の業務で元請として1件当たりの税込金額200万円以上の下記の全ての業務の履行実績を有する者であること。

- ・ 地域医療に関する調査業務
- ・ 山村部を有する自治体の政策立案支援又は計画策定支援業務

5 選考日程

(1) 全体スケジュール

令和8年4月 6日(月)	方式の決定
令和8年4月 7日(火)	事業実施の公告及び公表並びに公募の開始
令和8年4月 7日(火)	業務説明資料等の交付開始
令和8年4月20日(月)	参加表明書の受付期限・業者からの質問の受付期限
令和8年4月21日(火)	参加資格確認通知書の送付
令和8年4月24日(金)	業者からの質問の回答期限
令和8年5月15日(金)	提案書等の提出期限
令和8年5月21日(木)	ヒアリング実施及び選考委員会開催
令和8年5月22日(金)	選考結果の通知・最優秀提案者との仕様書の協議開始
令和8年6月15日(月)	随意契約の相手方の決定
令和8年6月24日(水)	見積徴取
令和8年7月 2日(木)	契約締結

(2) ヒアリング

ア 日時	5月21日(木)	午後2時半から午後5時までのうち指定する25分間
イ 場所	豊田市役所 福祉部会議室(東庁舎1階)	
ウ 備考	・提出された企画書等に基づき1社25分(説明10分、質疑応答15分)のヒアリングを行う。 ・プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介を行わないこと。 ・全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考を実施する。 ・ヒアリングの方法を変更する場合がある。その場合は、WEB会議が可能であるZOOMミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。	

6 選考委員

委員長	福祉部 部長	近藤 洋
委員	へき地医療拠点病院	小林 真哉 (足助病院院長)
	へき地診療所	水野 麻優子 (乙ケ林診療所所長)
	総合山村室 室長	加知 直人
	地域包括ケア企画課 課長	杉江 大介

7 提案書等の提出書類

A4サイズ片面8枚以内(見積書及び積算内訳書を除く。)に下記内容を記載すること(提出部数は正本1部、副本6部)。ただし、副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと(表紙、目次及び本文を含むので注意すること)。

(1) 業務経歴

下記業務の実績一覧(業務名、発注者、請負金額、契約期間及び業務の概要等)

- ・地域医療に関する調査業務
- ・山村部を有する自治体の政策立案支援又は計画策定支援業務

(2) 業務担当体制

業務総括責任者、主任担当者等の下記の履行業務実績

- ・ 地域医療に関する調査業務
- ・ 山村部を有する自治体の政策立案支援又は計画策定支援業務

(3) 業務実施方針

実施方針、業務体制、具体的実施方法、重点項目、課題及びその対応等

(4) 本業務への提案及び意見

以下の項目を中心に、評価基準を参考に作成すること。

- ① 調査及び分析に関する提案
- ② 将来像に関する提案手法
- ③ 検討会の運営支援に関する提案
- ④ 地域・関係機関の山村地域医療への理解向上や意識醸成に向けた主体的な提案

(5) 工程計画

(6) 見積書及び積算内訳書（1部）

8 選考の評価基準

(1) 下記項目のうち、ア及びウを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。ア及びウの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア 業務経歴等（90点）【事務局評価】

- (ア) 企業の業務実績（40点）
- (イ) 業務担当責任者の業務実績（50点）

イ 業務実施計画等（72点）【選考委員評価】

- (ア) 実施方針（12点）
- (イ) 調査及び分析に関する提案（16点）
- (ウ) 将来像に関する提案手法（16点）
- (エ) 検討会の運営支援に関する提案（12点）
- (オ) 工程計画（4点）
- (カ) 取組意欲（12点）

ウ 価格（50点）【事務局評価】

※評価点（500点）＝ア（業務経歴（90点））＋イ（業務実施計画（72点）×5人）
＋ウ（価格（50点））

※詳細は、別紙「評価基準」のとおり

(2) 価格評価について

価格点は、総合点500点満点のうち50点を満点とし、以下の式によって算出する。なお、小数点以下は四捨五入により算出する。

$$\text{価格点} = 50\text{点満点（価格点数）} \times \left(\text{最低見積金額} \div \text{見積提示金額} \right)$$

(3) 最高得点のものが同点の場合は、評価項目のうち「イ 業務実施計画等」の合計得点が高い者を契約の最優秀提案者として選定する。

- (4) 提案者が一者の場合でも、最低基準点（250点）に達しない者は、最優秀提案者として選定しない。

9 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては、参加者の負担とする。
- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) ヒアリング実施前の、選考委員との接触を禁止する。
- (4) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (5) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
- ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき。
 - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
 - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき。
 - エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき。
- (6) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (7) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。
- (8) 本契約の履行結果が優良な場合、令和10年度までへき地医療に関する調査・検討・実証委託を本業務の契約の相手方と、単年度の随意契約により契約を締結することがある。ただし、契約は単年度毎に締結し、前年度の業務の履行状況が良好の場合に限る。なお、年度毎の随意契約を行う際に仕様書の内容を変更する場合がある。